

令和7年10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年10月2日(木) 13時00分から 14時09分

2. 開催場所 基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (16名)

会長 19番 岡田 修一
会長職務代理 10番 小松 和啓 17番 岡本 博臣 2番 藤原 新市
委員 3番 宗石 大輔 4番 西尾 文彰 6番 村上 千世
5番 堤 昭雄 8番 西村 広幸 9番 竹村 雄介
11番 門脇 義人 12番 山内 茂 13番 三木 克司
14番 森田 良彦 15番 竹平 豊久 18番 有光 収三

4. 欠席委員 (3名) 1番 竹村 純吉 7番 上島 陽子 16番 三谷 富重

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 使用貸借返還通知報告について
第5号 農地法第5条の規定による届出について(報告)
第6号 香美市農用地利用集積等促進計画について
第7号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充
事務局次長 岡村 昭彦
事務局主幹 高月 陽生
農地班長 恒石 政志

7. 会議の概要

事務局	開会(13時00分) それではただ今から、令和7年第10回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	はいみなさんこんにちは。 ちょっと暑さは涼しくなってきましたんですけどまだ昼は暑いですね。山の方でももう稲刈りが始まったようですので忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございます。
議長	それでは本日の議案の訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録署名人の指名をさせていただきます。三木委員、そして森田委

員さんをお願いします。よろしくお願いします。

本日の欠席は竹村委員、上島委員、三谷委員です。

それでは順次、会に入っていきたいと思います。

議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は2件となっており、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

それでは1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町梅久保の農地11筆で合計面積2,388㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町根須の農地5筆で合計面積1,243㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。以上になります。

議長

以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思いますが、ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います。何かありませんか？

農業委員
(8番)

申請番号1と2ですけど、香美市の市街からの人が所有者になるわけですけども、なんか、耕作の品目なんかは申請できるがですか？

事務局

はい、1の方は粟、銀杏の栽培ということで出てます。それで資料2の方も果樹ということで出てます。

議長

他にありませんか。

——— 質 議 な し ———

議長

無ければ採決に入りたいと思いますが、異議はございませんか。

——— 異 議 な し ———

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長

はい全員賛成です。ありがとうございました。

議長

続きまして第2号議案農地法5条による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町下野尻字シバヤシキ392番1、地目は田、面積は324㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、

転用目的は一般個人住宅、転用事由は議案書のとおり。資料は3です。農地区分は第1種農地で、調査員は小松委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

続いて2番です。権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字橋ノ本1003番、地目は田、面積は921㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,373㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電施設、転用事由は議案書のとおり。資料は4です。農地区分は第2種農地で、調査員は小松委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支所から約500m以内に位置しており、旧香北町の中心地域内にある小規模農地であることから第2種農地であると判断されます。

続いて3番です。権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字西土居屋敷427番2、地目は田、面積は579㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,260㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電施設、転用事由は議案書のとおり。資料は5です。農地区分は第2種農地で、調査員は小松委員です。

申請地については2番の案件と同じく支所から500m以内に位置するというので、第2種農地ということになります。以上です。

議 長

はいありがとうございました。三件の分の補足説明を小松委員にお願いします。

農 業 委 員
(10 番)

えーとそれでは資料の3番を見てください。2の2というところに、 の看板が見えちります。国道の北っかわに があつて、その国道のさらに南側にある畑です。そこが という をやっております、お父さんの代からもう長いことやっております。それでその息子さんがその近くに家を建てたいということで申請が出ております。まああの、その は ということをやっております。まああの後継者もできてそこで安定してやっていきたいということです。で、建物は木造の平屋ということです。それで周り4件の農地の協力書は出ております。それから排水貫通同意書も出ております。別に問題はないと思われそうです。以上です。

そしたら続いて資料4の1・2、ここはもう長いことハウスでニラを作っておりますけれども、耕作しておりました方ももう年がたって、80代になっちゃうと思いますけれども、もう、お返しをしてハウスも取り壊しを現在しております。そうしたことでもう持ち主からも作ることもできないので太陽光へということで、進んでおりますが、両方とも株式会社 という会社がやっております。で、 さんの方の、資料4の2の方の、面積が2筆で2373㎡ということになっております。で、もう一人の方、 さん方が資料5の1、2あたりを見ていただいたら、そこも元はハウスがありました。現在のけておりますが、同じ人が作っております。こちらの方が2筆で1260㎡ということになります。そして資料5の6、そこを見ていただいたら、両方の土地が並んでおります。赤いラインで表記したのは さんの土地2筆で1260㎡と、それからその右っかわにある縦に長い2筆で、 さんが使っておりますが、それが2373㎡という面積です。これの排水は全部自然浸透ということで、地下へ浸透させるということです。た

だ周りの機械の関係なんかも周りの人に承諾を得てくれということで言っていますので、承諾でちょうと思えます。

それでそこは土地の買い取りということで、最初の■■■さんの方がだいたい一反になおして■■■万くらい、そしてもう一人の■■■さんの方が■■■万くらい、農地としてはちょっと安いかもしれませんが、■■■さんがやっております■■■の■■■万に比べたらはるかにずっといい単価になっております。あと、メンテナンスについては管理を間違いなくやるという話を聞いておりますので、現在その辺の周りでも太陽光があります。■■■の周囲から南の方へ、かなりの数の太陽光ができております。そのの一角に近いところです。以上です。

事務局

すみません、今回ですね、転用の時に周りの同意書というのをもらってきた経過があるんですけど、過去、何年間か前の太陽光のときも同意を得られなかった土地とかがあった時に、被害防除計画というのと合わせて出した案件があつてそれも許可が通ってるんですけど、いちおう県の農業基盤課の方では同意の関係の書類はもらうようにはなっていて、被害防除計画っていうのだけで基本的には、何かあった時はこれによって問題を解決するということになって、結局同意書を絶対出してくださいっていうことにはなっていないので、今回この業者さん、被害防除計画1本で来てますんで、県に上げる様式としたらこれで見てもらえるとということになってます。ただ私も農業委員会に来て過去、同意を重きを置くという話を聞いておりますが、げんじやのところで必要書類以上のものは求めてないっていうところでいくと、これで受け入れざるをえないのかなっていうところにはなりません。ただ実際問題トラブルがあった時はやっぱり対応してもらわんといかんの、そこは言うとかないかんとは思いますが。以上です。

議長

はい、私もそう思います。やっぱり周りの農家の人とずっと付き合いせないかんきよ。他になんか質問ありませんか？

推進委員
(10番)

すみません、この写真、5の2とか見たらこの、右の水路、これ工事の時に機械とか運ぶのはこらあ、ここへ入りますか？入った時に水路とかこんなんが壊れる恐れがないですか？それとその4の2のところも、手前のこういう道路を入っていくところが、そういうところちゃんと説明しちゅうろうかと思うて。太陽光はいままでも相当あちこちで問題が出てましたのね。やった後でまたああじゃこうじゃ。

農業委員
(10番)

この資料4の1を見てください。■■■さん2筆ありますが、そこを■■■から来た農道が上を通っておりますが、そこは普通車も通る、きれいに通ってますので、それから前へいながら資材を降ろすことができます。そしてその■■■さんの土地を通して■■■さんの方へ運搬することができますので。土地が並んでおりますので、農道から降ろしたら、そして運搬すれば問題ないと思えますけど。

推進委員
(10番)

はい、分かりました。

議長

なにか他に質問ありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はいそれでは、議案第二号農地法第5条規定による許可申請についてですが、賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です、ありがとうございました。
それでは続きまして議案第3号非農地証明願いについて、説明をお願いします。

事 務 局

はい、議案第3号 非農地証明願いについて説明いたします。

1番、申請地は土佐山田町字松原2349番1、地目は田、面積は488㎡、外1筆、計2筆で合計面積534㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹村雄介委員で資料は6です。

2番、申請地は土佐山田町平山字桑サコ95番3、地目は田、面積は983㎡、利用状況は資材置場、通路、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三木委員で資料は7です。

3番、申請地は香北町橘川野字フル堂36番、地目は畑、面積は23㎡、外1筆、計2筆で合計面積62㎡、利用状況は墓地、原野、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は武内推進委員で資料は8です。

4番、申請地は香北町小川字下夕新屋945番、地目は田、面積は1332㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は宗石委員で資料は9です。

5番、申請地は香北町梅久保字寺坪1233番8、地目は畑、面積は370㎡、外2筆、計3筆で合計面積416㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹村純吉委員で資料は10です。

6番、申請地は横谷字五本松ノ北路164番、地目は田、面積は99㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三谷委員で資料は11です。

7番、申請地は香北町谷相字大前ノ向678番、地目は畑、面積は135㎡、外2筆、計3筆で合計面積458㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は小松太推進委員で資料は12です。

8番、申請地は香北町猪野々字梅ノ本1482番、地目は田、面積は343㎡、外4筆、計5筆で合計面積956㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹村純吉委員と山本雅三推進委員で資料は13です。

9番、申請地は香北町根須字土居ノ前356番、地目は畑、面積は319㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。

調査員は平田推進委員で資料は14です。以上よろしくお願いします。

議 長 はい、議案第3号非農地証明願いについて説明がありましたが、つきましては補足説明を竹村委員をお願いします。

農 業 委 員
(9 番)

資料 6 になります。場所はバリューノア店の南 200 メートルか 300 メートルぐらい行った所になって南国市との境あたりになります。2349 の 1 からですけど、ここは写真資料 6 の 2 の①になりますけど、写真では見えてないですけど北っかわは駐車場として使用するためにコンクリート舗装されていて、備考にも書いているように、昭和 53 年ぐらいにコンクリート舗装されてもう 50 年近くたっている場所になります。あと家の東っかわに関しても用水路と住宅の間で細長い土地になってるので、農地としては使用は難しいと思います。あと 2349 の奥に関しても住宅の南側を用水路と庭に挟まれた細長い土地になりますので、農地としては使用は難しいということで、特に問題はないかと思います。以上です。

議 長

続いて三木委員お願いします。

農 業 委 員
(13 番)

それでは資料の 7 の 2 の写真を見てください。上の写真で住宅が見えますけどこれが[]の住宅ということで、その周りに下の写真で出てる倉庫は[]とか個人でいろんなもんを入れてる倉庫となります。その他、ちょっと写真では写ってないですけども[]で使ってるような資材を置いてまして、一部家庭菜園にも利用はしてましますけども、自分は年もいってきたき子供にそのうち譲るときに農地のままやったらちょっと都合が悪いということで、今回非農地の署名をもらってます。以上です。

議 長

続いて武内委員お願いします。

推 進 委 員
(10 番)

資料の 8 の 1 からお願いします。場所的には橋川野の JR のバス停、これちょっと写真の一番左の端の方に、そこからだいたい 200 メートルぐらい行った所の場所にあります。そのフル堂の 36 番、8 の 2 の 1、このお墓はもう 18 年頃建てて、その奥の方に見えるがはみかん畑で、その右っかわの方は雑種地になってまして、前が水路で、もうあのこの件は問題ないと思います。それと、資料 8 の 3 を見てください。これ 49 というがはここは萩野川の左っかわの、これ萩野川になってましますけど、台風の際に大水が出てこの下の方全部流されまして、もうここにある、草もつれになっちゅうけど、ここはちよつとつえて一部もう崩壊してます。のでもうこれももう現状のままでするので問題ないと思います。以上です。

議 長

続いて宗石委員お願いします。

農 業 委 員
(3 番)

資料の 9 をお願いします。場所は国道から二車線へ 1 キロ弱入って行った先の[]センターがあるんですが、その辺からちょっと奥の方になったところなんですが、写真資料 9 の 1 の下の青くなってるところが、その北の方には[]センターがありますが、その写真を見た通り完全に山中で、昔 3~4 軒で畑を作っていたそうですが、それをやめて植林したっていうことなんですが、一件だけ申請を忘れていたということで、問題はないかと思いません。以上です。

議 長

はい、続いて竹村委員お願いします。

事 務 局

竹村委員欠席ですのでこちらの方で説明します。資料 10 の方になります。

		資料 10 はもう全てが山林ということで、特には問題ないということになります。以上になります。
議 事 局	長	続いて三谷委員お願いします。
		三谷委員も欠席です。 資料 11 になります。これも同じく山林になってるので問題ないです、ということで聞いてます。以上です。
議 事 局	長	続いて小松委員お願いします。
		小松さんは欠席ということで。 資料 12 の方になります。これも山林になっていて、周囲の方にも同意のハンコをもらっているので問題ないですということで聞いてます。以上です。
議 事 局	長	続いて竹村委員さん、山本推進委員さんお願いします。
推 進 委 員 (14 番)		それではご説明します。資料 13、お願いいたします。ここはあの昔から山林であつたりですね、水源がないということで、ここにも書いてありますが非常に管理が悪いということでもありまして、ずいぶん前に耕作放棄になっており、一部植林がされてますので、それ以来こういうことになっております。
議 事 局	長	続きまして平田推進委員さんお願いします。
推 進 委 員 (11 番)		資料 14 をご覧ください。現状は耕作してない農地とそれから住宅地で、この持ち主の方の農地はさっき 3 条の方で売買が成立しておるように思いますので問題はないと思います。
議 事 局	長	はい、ありがとうございました。以上説明は終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？
		——— 質 疑 な し ———
議 事 局	長	格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。
		——— 全 員 挙 手 ———
議 事 局	長	はい、全員賛成です。ありがとうございました。 続きまして議案第 4 号、使用貸借返還通知報告について説明をお願いします。
議 事 局		はい、報告第 4 号 使用貸借終了農地返還通知について説明です。報告案件は 1 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。 1 番、申請地は土佐山田町楠目の農地 2 筆で、合計面積は 815 m ² 、貸し手及び借り手、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何か質問はありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議長 はい、格段ないようでしたらこの件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして報告 5 号、農地法第 5 条の規定による届出について説明をお願いします

事務局 はい、報告第 5 号農地法第 5 条届出報告についてです。

報告案件は 1 件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字黒土の農地 3 筆で、合計面積は 495 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 15 です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議長 はい、格段ないようですのでこの件についても報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして議案第 6 号香美市農用地利用集積促進計画について、説明をお願いします。

事務局 はい、まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1 番、土佐山田町下ノ村の農地、4,134 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が購入します。この後、土佐山田町の■■■■さんが購入し、施設園芸（ニラ）を栽培します。資料は 16 です。

2 番、土佐山田町楠目の農地、2,164 m²を神奈川県横浜市の■■■■さんから農業公社が購入します。この後、土佐山田町の■■■■さんが購入し、露地野菜（ネギ）を栽培します。資料は 17 です。

3 番、土佐山田町楠目の農地、1,536 m²を香南市の■■■■さんから農業公社が購入します。この後、2 番と同じ■■■■さんが購入し、露地野菜（ネギ）を栽培します。資料は 18 です。

続いて、貸借権になります。

1 番、土佐山田町戸板島の農地、1,114 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、南国市の■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は 19 です。

2 番、土佐山田町京田の農地、1,561 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、1 番と同じ■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は 20 です。

3 番、土佐山田町京田の農地 3 筆、合計 4,105 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、1 番、2 番と同じ■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は 21 です。

4番、土佐山田町京田、戸板島の農地2筆、合計3,391㎡を土佐山田町の
■さんから農業公社が借り受けます。この後、1番、2番、3番と同じ
■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は22です。

5番、土佐山田町戸板島の農地、2,196㎡を高知市の■さんから農業公
社が借り受けます。この後、1番、2番、3番、4番と同じ■さんが借り
受け、水稻を栽培します。資料は23です。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問
はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので、この件も報告案件ですので、報告のみとさせてい
ただきたいと思います。

以上で定例会を終了します。この後農地利用最適化推進委員の意見交換
会をします。

閉会（14時09分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

岡田修一



署

名

人

三木克司



署

名

人

森田良彦

